



平成23年(ワ)第101号 損害賠償請求事件

原告 上原 正稔

被告 株式会社琉球新報社

## 被告第3準備書面

平成24年1月23日

那覇地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 池宮城 紀夫  
同 赤嶺 真也  
同 島田 考人



準備書面3(原告)に対し、以下認否、反論する。

第1 同第1「連載原稿の掲載を求める権利ないし法的利益」について

1 同1「はじめに」について

否認ないし争う。

これまで述べてきたとおり、被告会社の編集方針を理由に掲載を拒否したのではない。

2 同2「最高裁判例」について

かかる最高裁判例が存在することは認めるが、これは放送事業者の放送番組制作のための取材に関する事案であって、本件とは事案が全く異なる。

3 同3「執筆原稿の掲載を求める原告の権利、もしくは期待ないし信頼」について

否認ないし争う。

これまで述べてきたとおり、原告と被告会社との契約内容は、初出の資料を用いること、新連載であることといったものであり、原告が書いた原稿がどのようなものであっても、そのまま掲載しないといけないという義務を被告会社が負うものではない。

新聞の新連載において、過去に書いたものを再度掲載することを当然認めるようなことは通常ない。

以上については原告も十分に認識していたのであって、原告が執筆した原稿がそのまま掲載されると期待し、信頼していたとは考え難い。仮にそうであったとしても、その期待や信頼が法的保護に値するものではない。

なお、前記最高裁の論法が本件に当てはまるかはともかくとして、原告が執筆にあたって行った聞き取り等は、前記最高裁でいうところの「格段の負担」にあたるとはいえない。

## 第2 同第2「掲載拒否の実際とその理由」について

- 1 否認ないし争う。
- 2 原告は、原告の原稿の内容が集団自決に関して軍命はなかったというものであったがため、被告会社は被告の方針に反するものであるとして掲載を拒否したと主張するが、全く事実と異なる。

これまで述べてきたとおり、被告会社が原告の執筆原稿の掲載を拒否したのは、初出の資料を用いた新連載という当初の契約内容に反していたからである。

- 3 原告は、被告会社が異様な検定撤回キャンペーンを展開したと主張しているが、被告会社が教科書検定に関する記事を多数掲載したのは、高校教科書検定において、沖縄戦の集団自決に日本軍の強制・命令があったとする記述が修正・削除されたことにつき、県民の大きな関心事となっていたことから、被告会社としても力を入れて報

道したに過ぎない。

4(1) 原告は、5頁2段落目で被告会社が「6月5日、6月11日、6月15日、6月23日と続けざまに4本もの社説がこの問題を取り上げ」、「検定の撤回を求める市町村の決議を扇動していった」と主張するが、事実と異なっている。

(2) 甲13の119枚目、9月29日付「県内自治体の決議」の記事によれば、5月14日に豊見城市議会が意見書を可決したのを皮切りに各市町村で決議が相次ぎ、6月28日までに全市町村が可決した。

また、甲13の23枚目ないし24枚目、6月11日付記事によれば、6月8日現在で20市町村で意見書が可決されており、残りの21市町村もすべて6月定例会での検討が予定されていると記載されている。6月定例会で予定されているということは、通常、5月には意見書検討が既に予定されていたと考えられる。

そもそも、一新聞社の社説が市町村の決議を扇動するということは考えがたいことであり、実際、上記のとおり、社説が出される以前に多くの市町村決議が出され、また決議が予定されていたのである。

4 原告は、星雅彦が経験した掲載拒否の事実は、原告の原稿の掲載拒否の理由が被告の方針に反することであったことの状況証拠であると主張するが、これまで再三述べてきたとおり、原告の原稿の掲載拒否の理由は、被告の方針に反するからではないし、星氏の原稿掲載に関するやりとりは、本件と一切関係ない。

そもそも、原告は星氏が被告から原稿を依頼されたと主張するが、そのような事実はなく、星氏から被告に突然原稿が持ち込まれたのである。

文化面の原稿は、ほとんどが依頼原稿で紙面の都合もあり、持ち込み原稿を掲載することはほとんどない。ただ、被告会社としては、星氏とは長年の付き合いがあることから、担当者において目を通したものの、あえて掲載するほどの原稿ではないと判断したのである。

第3 同第3「被告主張（重複禁止）の失当」について

1 同1「バックナー将軍と家族の物語」について

(1) 「パンドラの箱を開ける時」第4話「終わりなき戦い」の「バックナー将軍と家族の物語⑩」（甲17号証の1）の内容には、「戦争の時、平和の時」（甲18号証の1ないし10）の内容と同様の記載がなされている部分がある。

(2) しかし、ここでは、第2話「慶良間で何が起きたか」（乙4）のときとは異なり、文中において、「筆者はバックナー中将の最期について「戦争の時、平和の時」と題し二〇〇二年六月、十回にわたって詳細な物語を琉球新報紙上で発表している。ここでの物語はその要旨にすぎないが、この「終わりなき戦い」で欠かすことのできない重要な部分なので再び紹介した。」と、読者に対して断りを記載している。

(3) 被告会社においては、原稿中にかかる断りがあることを踏まえたうえで、原告の原稿を掲載しているのであって、このことをもって、原告の著述スタイルを認めていたことにはならない。

2 同2「『戦争を生き残った者の記録』第5話「太田提督の最後」」について

(1) 原告は、「戦争を生き残った者の記録」第5話「大田提督の最期」①ないし⑦（甲19の1ないし7）は、平成7年に発行された「沖縄戦トップシークレット」（甲20）に掲載された第10話「写真の裏の真実—大田實海軍提督の最期」を下敷きにして書き上げた新

しい物語であると主張している。

しかし、甲19号証の4ないし6の内容は、甲20号証の193頁2段落目ないし201頁の内容とほぼ同様のものであり、新しい物語ではない。

- (2) また、原告は、原告の著述スタイルを当時の被告会社の編集長は承知していたと主張しているが、そのような事実はない。

以上